

令和元年度 がん対策施策報告書

(越谷市がん対策推進条例第16条の規定に基づく報告)

令和2年(2020年)9月

越谷市

－ 目次 －

| | | |
|----------|---|----------|
| 1 | 越谷市がん対策推進条例に関する令和元年度（2019年度）の取組み | 1 |
| 1-1 | がんの予防の推進等（第8条） | 1 |
| 1-2 | がんの早期発見の推進（第9条） | 2 |
| 1-3 | がん医療の充実等（第10条） | 3 |
| 1-4 | がん患者等の支援（第12条） | 4 |
| 1-5 | 情報の収集及び提供（第13条） | 5 |
| 1-6 | その他の取組みと課題 | 5 |
| 2 | 関連データ | 6 |
| 2-1 | 各がん検診の受診状況等（令和元年度） | 6 |
| 2-2 | 各がん検診受診率（%）とがん発見者数（人）の推移 | 6 |
| 3 | 越谷市がん対策推進条例 | 8 |

1 越谷市がん対策推進条例に関する令和元年度（2019年度）の取組み

1-1 がんの予防の推進等（第8条）

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

○喫煙

- ・受動喫煙の健康への影響や改正健康増進法の内容についてHP等で周知を行った。
- ・市内禁煙治療実施医療機関をHPやチラシ等でPRした。
- ・禁煙を希望している人向けに禁煙支援講座を実施した。

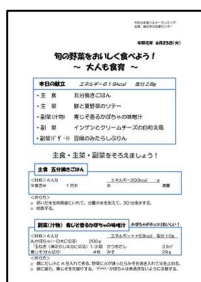
[実績：医師の講演・禁煙体験者の講話・呼気CO濃度測定等19人／1回]

○食生活

- ・生活習慣病予防の食育推進を図るため、ヘルシークッキングや生活習慣改善指導、チームマイナス3キロ等各種健康教室を実施した。

[実績：ヘルシークッキング223人／11回、男の料理教室177人／11回、チームマイナス3キロ331人／35回]

(ヘルシークッキング・料理とレシピ)



○その他

- ・講演会等を実施し、参加者に対して、埼玉県がん検診県民サポーター認定手帳を交付した。

[実績：乳がん予防講演会（越谷市主催）「増え続ける乳がん～今、知って欲しいこと～」28人]

[実績：地区健康教育（越谷税務署主催）「生

活習慣病予防について」81人]

- ・食育講演会を開催（教育委員会と共催）した。
[実績：テーマ「みんなで取り組む子どもの食べ残し対策」230人]

○運動

- ・ハッポちゃん体操公開練習を実施し、市民の健康づくりの推進を図った。

[実績：135人／19回]

- ・健康の保持・増進のため健康体操教室を実施した。

[実績：2,517人／59回]

- ・埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加し、市民の運動習慣の推進を図った。

[実績：3,432人（累計登録人数）]

○小中学校における教育

- ・小中学校において保健学習を実施した。

[実績：小学校6年生「生活のしかたと病気の予防」、中学校2年生「健康な生活と疾病の予防」]

- ・外部指導者によるがん教育を実施した。

[実績：人権教育講演会／3校（全国骨髄バンク推進連絡協議会 大谷 貴子 氏）、いのちの授業／2校（くまがやピンクリボンの会 栗原 和江 氏）]

<今後の取組みと課題>

- ・受動喫煙防止対策について、令和2年4月1日からの改正健康増進法の全面施行に対し、事業主からの届け出の受け付けや通報等の適切な対応を図る。

- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣とがん予防に関する知識の普及や啓発について、各種講演会や健康教室を引き続き実施する。

1-2 がんの早期発見の推進（第9条）

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○がんの早期発見

- 毎年、検診の期間を同時期とすることにより、市民へがん検診の意識付けを行い、定期受診を推進した。
- 検診対象者には個別勧奨通知を送付し、1枚の通知に複数の検診内容を掲載するなど、より多くの情報提供に努めた。また、受診券がなくても医療機関において直接検診が受けられる体制を整備している。
- 大腸がん検診（便潜血検査）
40歳以上を対象に個別検診を実施した。
(受診者数20,540人、受診率10.1%)
- 胃がん検診（内視鏡検査又はレントゲン検査）
40歳以上を対象に、個別検診を実施した。
(受診者数13,454人、受診率6.6%)
- 子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診検査）
20歳以上の女性を対象に個別検診を実施した。
(受診者数10,217人、受診率7.1%)
- 乳がん検診（視触診とマンモグラフィ検査）
35歳以上の女性を対象に個別検診と集団検診を実施した。
(受診者数8,263人、受診率13.3%)
- 肺がん検診（胸部レントゲン検査）
40歳以上を対象に個別検診と集団検診を実施した。
(受診者数24,509人、受診率12.0%)

※受診率等の詳細については、2 関連データ（P.6）参照

○がん検診受診の啓発

- 歯科健康フェアで乳がん自己検診法啓発のコーナーを設け、参加者に自己検診用グローブを配布した（100人）。
- 市民まつりで乳がん自己検診用グローブ等を配布した（108人）。

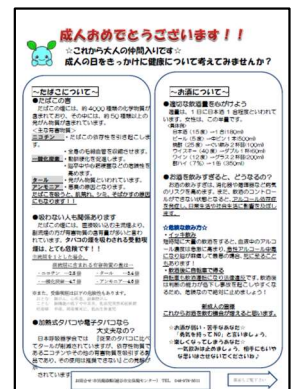
(乳がんグローブ)



- 成人式で「たばこの害」についてのチラシを配付した（3,200人）。
- 各種がん検診等の案内を掲載したチラシ（ハッポちゃん通信）について生命保険会社と連携協力を図り、市民への周知を行った。

(ハッポちゃん通信)

(成人式配布用チラシ)



- 越谷商工会議所が発行する会報に、がん検診の案内記事を掲載し周知を図った。

<今後の取組みと課題>

- 全てのがん検診で対象者は毎年増加していく中で、受診率については減少している検診もあるため、その原因等については今後分析を行う。
- 次年度は、厚生労働省が推奨しているナッジ理論を活用した勧奨はがきを作成することで、がん検診への関心を高め、検診受診行動を後押しし、受診率の向上を図る。

1-3 がん医療の充実等（第10条）

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

○医療体制の充実

- ・地域の医療機関相互のがん診療における連携として、がん医療の専門医療機関である拠点病院が地域の中核となり進められ、市内には地域がん診療連携拠点病院として獨協医科大学埼玉医療センターが国から指定されている。また、埼玉県がん診療指定病院として越谷市立病院が県から指定されている。地域がん診療連携拠点病院等は、患者の紹介、症例相談、地域における緩和ケアの提供などを通じて、地域連携を推進している。
- ・市内には、在宅療養支援診療所が17か所、在宅療養支援病院が1か所あり、そのうちがん患者に対する訪問診療を実施する「在宅がん医療総合診療」の届出を行っている医療機関12か所が、終末期のがん患者に対して往診及び訪問看護により24時間対応できる体制を確保し、在宅医療を行っている。
- ・市内の訪問看護ステーションは22事業所あり、在宅での医療を支えている。

- ・平成28年度から越谷市医師会において医療と介護の連携窓口が設置され、医療と介護の連携に関する専門職からの相談を行っている。平成30年度からは越谷市の事業となり、引き続き連携窓口に業務を委託し、医療関係者や介護関係者からの在宅医療に関することや在宅での介護サービスの利用についてなどの相談業務を行い、関係機関の連絡調整等を行っている。令和2年度から保健センターの移転に伴い、人員体制を3名から1名増員の4名とし、相談体制の強化を図っている。

（医療と介護の連携窓口HP）



<今後の取り組みと課題>

- ・今後も、市民が安心して最期まで自宅等で療養生活が送れるよう、がん医療の充実等については、埼玉県をはじめ、越谷市医師会や市内医療機関等と連携を図る。

1-4 がん患者等の支援（第12条）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

○越谷市立病院における相談体制

- ・医事課内にある医療連携室にて、越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの、がんに関する医療面・生活面などの相談を受け付けている。（医療費の支払い、介護保険制度の利用や退院後の在宅サービス、病院や施設への転院、社会保障制度等について）
- ・看護部に所属する「乳がん看護認定看護師」が中心となり、乳がん患者会（さくらんぼの会）を運営している。[日時：毎月第2水曜日、13時～15時、対象者：越谷市立病院に通院・入院している乳がん患者とその家族]

（さくらんぼの会ポスター）



○獨協医科大学埼玉医療センターの相談体制

- ・地域がん診療連携拠点病院として円滑に機能していくため、化学療法・緩和ケア・院内がん登録・相談支援・放射線治療など院内関連部門を包含して組織した「腫瘍センター」を中心として、地域の医療機関とも綿密な連携を図りながら、継続的に質の高いがん医療を提供する。
- ・就労に関する相談や、医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者支援活動に対する支援を実施している。

<今後の取組みと課題>

- ・越谷市立病院内における相談窓口や乳がん患者会等について、これまで以上に利用者への周知に努める。
- ・越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの相談は一人ひとり内容が全く異なり、医療面だけではなく、心理面、金銭面、生活面など多種多様にわたる。これらに柔軟に対応するため相談を受ける職員の側でも、患者に最新情報を提供するための社会的な制度や在宅サービス、他医療機関等についての情報収集や、外部機関での研修等を通じて心のケアを含む相談技術の向上に努める必要がある。

1-5 情報の収集及び提供（第13条）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

○市民への情報提供

- ・国や県が作成したがんに関するチラシなどを関係機関に配布し、また、市のホームページから厚生労働省のホームページへアクセスできるようにするなど、広く情報提供を行った。
- ・南部図書館において、がんコーナーを設置し広く周知を行った。
- ・市立図書館において、新たにがん関連本の配架を充実させた。

(市立図書館)



(南部図書館)



○埼玉県がん検診県民サポーター（※）の養成

- ・講演会等の参加者に対して、埼玉県がん検診県民サポーター認定手帳を交付した。

[実績：乳がん予防講習会（越谷市主催）「増え続ける乳がん～今、知って欲しいこと～」28人、地区健康教育（越谷税務署主催）「生活習慣病予防について」81人]



※家庭や地域などの身近な方に対して、草の根レベルでがん検診の受診勧奨を行う。

<今後の取組みと課題>

- ・国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を図りながら、がん医療に対する最新の情報を収集し、市民に対してホームページやチラシ等で情報提供する。
- ・子宮頸がん予防ワクチン接種については、積極的な勧奨を差し控えているが、教育員会と連携し正しい情報の提供に努める。

1-6 その他の取組みと課題

○越谷市立病院における緩和ケアについて

- ・越谷市立病院内の医師・看護師・薬剤師その他多職種からなる緩和ケア委員会が中心となり、チームを組んで院内の患者及び家族に対するケアを行っている。今後もより質の高い緩和ケアを提供できるよう委員会メンバーのスキルアップに努める。

○がん検診の先進的な水準の維持

- ・平成28年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、指針に基づく検診として胃内視鏡検査が追加されたが、本市においては、昭和36年から全国に先駆けて胃内視鏡検査による胃がん検診を実施してきている。今後も、がん検診の先進的な水準が維持されるよう、国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を図りながら、がん医療に対する最新の情報取得に努める。

また、検診の効率化とさらなる精度向上を目的とし、越谷市医師会と連携して、令和2年度からは胃がん検診二重読影システム（読影画像のデータ化）の導入を進めている。

2 関連データ

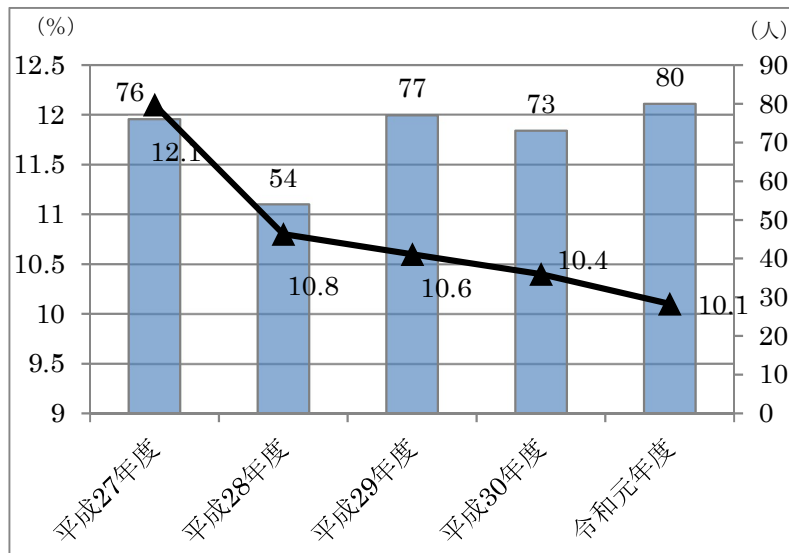
2-1 各がん検診の受診状況等（令和元年度）

| 検診名 | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 要精密検査 (人) | がん 発見者数 (人)※ |
|---------|-------------|-------------|------------|--------------|--------------------|
| 大腸がん検診 | 203,517 | 20,540 | 10.1 | 1,559 | 80 |
| 胃がん検診 | 203,517 | 13,454 | 6.6 | 892 | 40 |
| 子宮頸がん検診 | 142,953 | 10,217 | 7.1 | 178 | 5 |
| 乳がん検診 | 115,079 | 8,263 | 13.3 | 572 | 31 |
| 肺がん検診 | 203,517 | 24,509 | 12.0 | 735 | 15 |

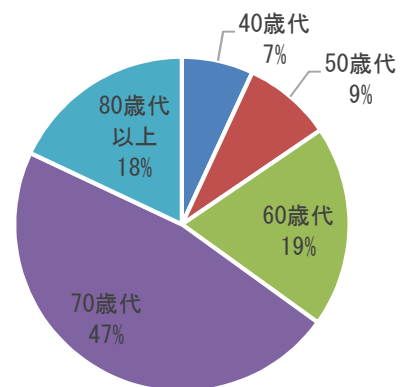
※がん発見者数は翌年4月末までの人数

2-2 各がん検診受診率（%）とがん発見者数（人）の推移

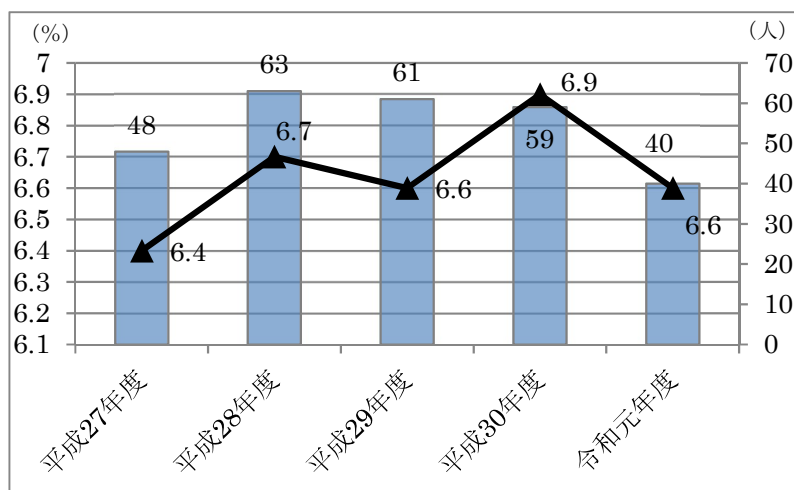
(1) 大腸がん



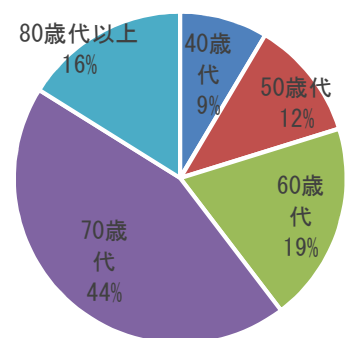
令和元年度受診者の年代別内訳



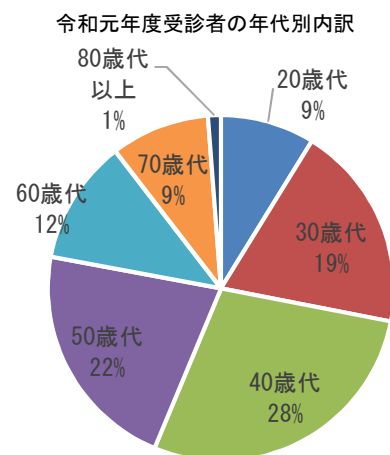
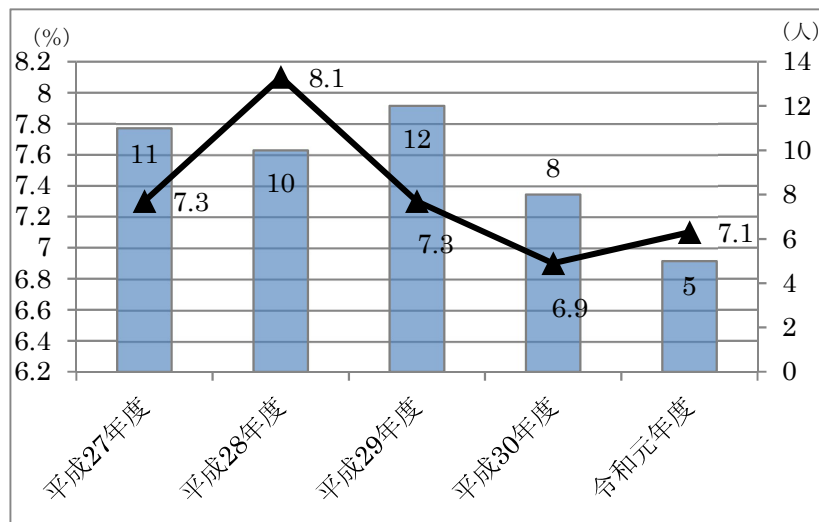
(2) 胃がん



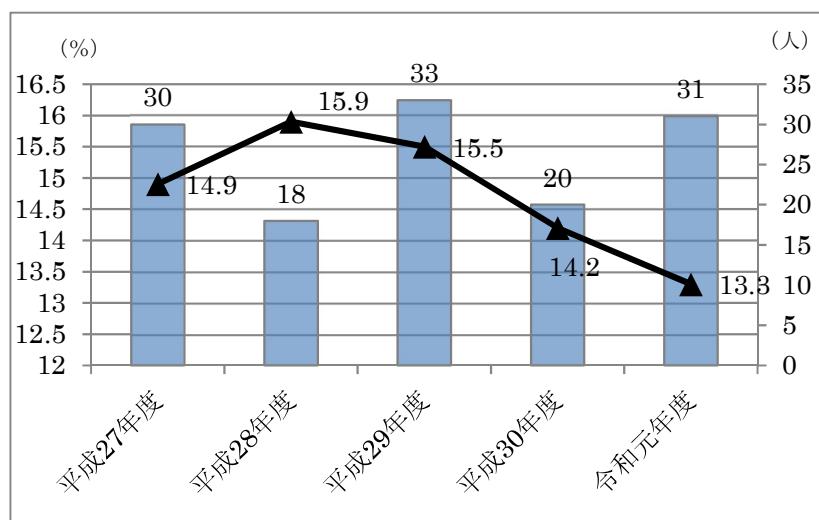
令和元年度受診者の年代別内訳



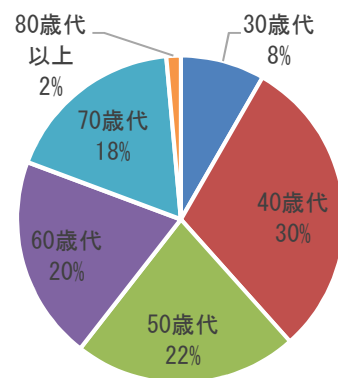
(3) 子宮頸がん



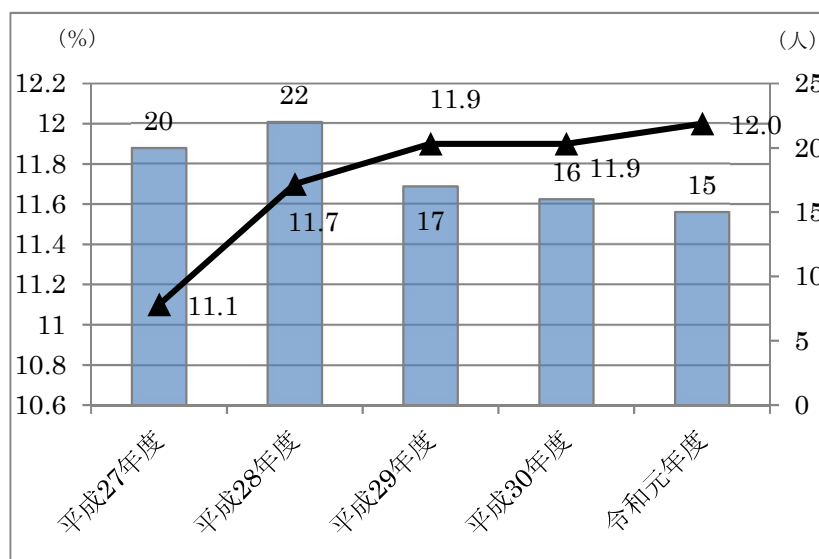
(4) 乳がん



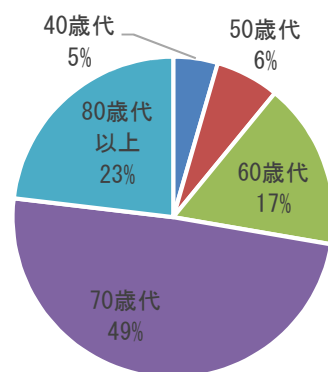
令和元年度受診者の年代別内訳



(5) 肺がん



令和元年度受診者の年代別内訳



3 越谷市がん対策推進条例

平成28年9月30日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉、教育等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うものとする。

- 2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する正確な情報を提供するものとする。
- 3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第7条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(がんの予防の推進等)

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実等)

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

（緩和ケアの充実）

第11条 市は、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実に努めるために必要な環境の整備に努めるものとする。

（がん患者等の支援）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

（先進的がん検診の推進）

第14条 市は、がん検診を実施するに当たっては、がんの早期発見及び検診率向上に資するために、その種類・方法等において、先進的な水準の維持に努めなければならない。

（財政上の措置）

第15条 市は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市議会への報告）

第16条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。